

北上市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月17日

北上市監査委員 清水 正 士
同 佐藤 恵 子

1 監査の期間

令和4年10月26日から令和5年2月16日まで

2 監査の対象部課等名

別紙のとおり

3 監査対象範囲

財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

4 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とし、対象の事務、事業に係る関係書類の提出を求め、その書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

5 監査の結果

一部の事務について次に掲げる事例があり指摘事項とするので、適切な措置を講じられたい。

なお、市長は、監査の結果に対して措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により当職に報告されたい。

6 指摘事項

学校開放施設使用券の不適切な管理について

学校開放施設使用料の徴収業務受託者が管理している使用券が紛失したという報告を受けているが、報告された顛末書の処理が課長決裁で終わっており、その後の対応等に係る報告がなされていない。

使用券は金券と同じ扱いであることから、速やかに上司へ報告をし、受託者の使用券管理方法等の確認、必要に応じた指導及び改善を行い、その結果を再度報告する必要がある。

今回の事案は、こうした内部統制ができていなかったことも要因の一つであると考えられることから、同様の事案が発生しないように対応と対策をお願いしたい。

別紙

監査の対象部課等名

監査の実施日	監査の対象
令和4年 10月26日	二子小学校、更木小学校、危機管理課、中央図書館
10月27日	北部学校給食センター、北上中学校、黒沢尻幼稚園、大通り保育園
10月31日	いわさき小学校、鬼の館、和賀西小学校、和賀東中学校
11月1日	地域づくり課、博物館、文化財課
11月2日	道路環境課、都市計画課
11月7日	環境政策課 都市再生推進課、下水道課
11月8日	市民課、市民税課、農業振興課
11月9日	選挙管理委員会事務局、総務課、農林企画課
11月10日	農業委員会事務局、資産税課、資産経営課
11月11日	議会事務局議事課、商業観光課
11月14日	産業雇用支援課、長寿介護課
11月16日	子育て世代包括支援センター、障がい福祉課、学校教育課
令和5年 1月10日	政策企画課、収納課、地域福祉課
1月11日	国保年金課、都市プロモーション課、健康づくり課
1月12日	スポーツ推進課、生涯学習文化課
1月16日	子育て支援課、企業立地課
1月17日	教育部総務課、会計課、財政課